

令和7年度第2回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会議事録

1 開催日時 令和7年9月30日 午後2時00分開会、午後3時10分閉会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会 長	工藤 智子	委 員	苅込 祥智
副会長	大橋 正明	委 員	戸枝 聖子
委 員	尾高 悟	委 員	木村 幸男
委 員	大熊 賢滋	委 員	猿渡 由枝
委 員	浅田 安則	委 員	中山 朝子
委 員	鈴木 英一	委 員	西山 朋子

(欠席委員)

委 員	齋藤 麻依子
-----	--------

4 出席職員

環 境 経 済 部 長	平野 剛志	廃棄物対策課副課長 [一般廃棄物班長]	根本 吉晴
環境経済部次長 [環境管理課長]	神子 正利	廃棄物対策課 一般廃棄物班 主査	重城 一輝
廃棄物対策課長	飯野 芳樹		

5 出席関係人（袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託受託業者）

株式会社環境技研 コンサルタント	石田 佳子 松本 祐太 菅原 千春
---------------------	-------------------------

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人	傍聴人数	1人
------	----	------	----

7 次第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

①袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

②その他
(4) 閉会

8 議事

(1) 開会

本日の会議について、齋藤委員が欠席であるが、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項の規定による定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

次に、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱の規定に基づき会議を公開することになっており、傍聴の申出があったこと、議事録の作成に当たり、会議を録音させていただくことを報告した。

(2) 会長挨拶

工藤会長より挨拶

(3) 議事

工藤会長 それでは、ただいまより私が議長となりまして議事を進行させていただきます。

お手元の会議次第をご覧ください。

本日の議題は2件でございます。議題(1)は袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、議題(2)はその他となっております。

それではまず初めに、議題(1)の袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、事務局の説明を求めます。

根本副課長 (袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定に基づき、関係者として袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定業務委託の受託業者である株式会社環境技研コンサルタント社員の会議への出席について承認を求め、異議なく了承された。)
(関係者入室・着席)
(資料に基づき説明)

工藤会長 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑をお受けいたします。委員の皆様から何かございますでしょうか。

不明な点、こういった項目はどうなっているのか、または、こういった視点も必要ではないかなど、ご意見がございましたらお願い

いたします。

大熊委員 資料 7 ページの食品ロスの種類に関して、調理時に皮を厚く剥きすぎるなどによる過剰除去とあります。

日本の食品ロスの統計には食材として使うことができない部分、例えば、野菜のへたであったり、魚の内臓や鱗といった部分も統計に含まれている。一方で、ヨーロッパなどの諸外国では、食材として使うことができない部分は統計から除外しており、日本と諸外国とで統計の取り方が違うという話をお聞きました。

日本は食品ロスが多いと喧伝されておりますが、諸外国と比べて多くない、むしろ少ないぐらいだという話を聞いたのですが、日本と諸外国とで、統計の取り方が違うというのは正しいのでしょうか。

石田関係人 統計の取り方が異なっているという情報は得ておりません。統計の件に関しましては勉強させていただきたいと思います。

工藤会長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

大橋副会長 資料 2 ページに家庭系ごみは事業系ごみの 3 倍程度多く排出されていると記載されています。その対策としてごみ袋の有料化が行われたと思いますが、その状況を教えてくださいませんか。

根本副課長 ご指摘のとおり、本市ではごみ袋の有料化制度をとっておりまして、燃せるごみと燃せないごみについては指定袋で排出していただく形としております。

大橋副会長 有料化による効果はどのようなものだったのでしょうか。

根本副課長 ただいま手元に資料がなく、正確なところはお答えすることができません。大変申し訳ございません。

大橋副会長 袖ヶ浦市のごみ袋は他市と比べてかなり安く、他市から家庭ごみが持ち込まれているのではないかという意見があったと思いますが、その実態というのはどうなのでしょう。

根本副課長 本市のごみ袋の手数料は近隣市と比較して安く設定されております。

近隣市にお住まいの方が、本市のごみ袋にごみを入れて、本市のごみステーションに排出しているというお声を聞くことはございますが、実態として把握しているわけではございません。

大橋副会長　　以前、ごみ袋を値上げしてはどうかという話もあったのですが、その点はどうなっているのでしょうか。

根本副課長　　その件に関しましては、恐れ入りますが資料の５ページをご覧ください。

現計画のNo.４、改定計画のNo.４で、家庭系ごみ処理手数料の見直しということで、これまでも手数料の見直しについて検討を進めてまいりました。改定計画においても、No.６のごみ収集日の見直し等とあわせて、引き続き、検討を進めていきたいと考えております。

工藤会長　　他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

木村委員　　前回の会議で、プラスチックリサイクルモデル実証事業の対象地区の住民にアンケート調査を実施したと伺いましたが、その結果はどのようなものだったのでしょうか。

根本副課長　　本年６月、市内３地区でプラスチックリサイクルモデル実証事業を１ヶ月間実施いたしまして、その後、３地区の住民の皆様にはアンケート調査を実施いたしました。

アンケート結果を含めた、モデル実証事業の実施結果につきましては、次回以降の会議でご説明をさせていただきたいと考えております。

工藤会長　　現在、取りまとめ中ということでしょうか。

根本副課長　　そのとおりでございます。

工藤会長　　他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

尾高委員　　資料５ページ、改定計画のNo.２１・適正分別の周知徹底に関して、リチウムイオン電池等による発火事故が全国的に問題化しているということで新たに位置付けるとのことですが、今現在、具体的に何か対策は講じられているのでしょうか。

根本副課長 粗大ごみ処理施設において、搬入されたごみの中にリチウムイオン電池等が紛れ込んでいないか、選別作業を実施しております。

また、明日10月1日から、リチウムイオン電池等の試験的な回収ということで、市役所本庁舎と市民会館を除く4つの交流センターにおいてリチウムイオン電池等の拠点回収を実施することとしております。

工藤会長 拠点回収の件は周知されているのでしょうか。

根本副課長 9月1日に広報そでがうらごみ減量特集号を発行し、周知をいたしました。また、市公式ホームページにも記事を掲載しております。

尾高委員 全国的にリチウムイオン電池等に起因する発火事故が多発しているということを受けて、国から全国の自治体に通知がされたという報道がございました。

国からこういうことを実施しなさいというような指示が来ているのかどうか、指示が来ているのであれば、その内容について伺います。

根本副課長 本年4月、環境省からリチウムイオン電池等の回収について、市町村の責任において実施するようという内容の通知が出ております。

現状、リチウムイオン電池等はごみステーションに出すことができない、市では収集しない品目となっておりますが、ごみステーションでの回収に移行できるかどうかといったところを検討しているところでございます。

尾高委員 本市の施設において発火事故の事例はあるのでしょうか。

根本副課長 リチウムイオン電池等に起因すると思われる火災の発生状況でございますが、令和5年度に3件、6年度に1件発生しております。

工藤会長 今とても身近な問題だと思います。
周知徹底をお願いしたいと思います。

飯野課長 いくつか補足をさせていただきたいと思います。
リチウムイオン電池等の拠点回収に関しては、こちらにご用意し

たペール缶を市役所と市民会館を除く各交流センターに設置いたしまして、この中に入れていただくこととしております。

また、国からの通知に関しましては、このように収集をしないといった方法は一切示されておりません。収集に要する費用や収集した物の処分方法についても一切触れられていないというのが実情でございます。

拠点回収の周知についてでございますが、こちらの広報紙を発行させていただきました。このように分別をしてくださいというご案内をしております。

それから先ほど大橋副会長からご質問のございました有料化の件でございますが、この分野では高名な大学教授の話では、排出量は減っていくんだということで説明されてはおりますが、本市が有料化を実施してからかなり時間が経過しておりますので、数値的なものはすぐにお示しできないということでご理解をお願いいたします。

また、都内でもごみ袋を有料化していくということで動きが出ておりますが、それは財政面での理由が大きく、今後も有料化の流れは進んでいくものと思われま。

これだけ物価も上昇しておりますので、袋の製造コスト、それから収集等に要する費用、そういったものをどうしてもお願いしていく自治体が増えてきております。

本市が値上げをしようとしているわけではありませので、その点は誤解のないようご留意願います。

石田関係人 先ほどの食品ロスの件に関して、追加でご説明をさせていただきたいと思ひます。

食品ロスに関しましては、あくまでも可食部のみでございます。可食部に対する過剰除去というような意味合いでご理解をいただきたいと思ひます。

不可食部に関しては、食品ロスの対象とはなっておりません。

工藤会長 他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

この骨子案そのものでなくても、廃棄物処理について日ごろ疑問に思っていることですか、こうして欲しいといったことがあれば、ご意見をいただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

大橋副会長 古紙なんですけれども、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、辞書等、全ての紙製品の資源回収を行っているということでよろしい

でしょうか。

根本副課長 ごみステーションや資源回収自治会事業において回収を実施しております。

大橋副会長 辞書や牛乳パックも回収対象ということでよろしいでしょうか。

根本副課長 そのとおりでございます。

大橋副会長 プラスチック製品に関しては、燃せないごみで回収をしているという状況でしょうか。

根本副課長 ペットボトルに関しては資源ごみ、ペットボトル以外のプラスチック製品は燃せるごみ又は燃せないごみとして回収をしております。

工藤会長 他にご質問等はございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 ないようですので、議題（１）については以上で終了とさせていただきます。
環境技研コンサルタントの皆様、ご苦勞様でした。

（関係人退室）

工藤会長 次に議題（２）のその他でございますが、初めに委員の皆様から何かございますでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 では次に事務局から連絡等がありましたらお願いいたします。

飯野課長 （令和７年８月７日に荏原環境プラント株式会社と締結した「廃プラスチック等を使用した試験研究に関する協定」の内容について報告）

工藤会長 ただいま事務局より説明がありましたが、質問等ございましたら

お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

～ 発言者なし ～

工藤会長 他に事務局からございますでしょうか。

根本副課長 次回審議会の開催日程でございますが、現在調整中であり、日程が決まりましたらご連絡させていただきます。

工藤会長 本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。
議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。
以上で、議長の任を解かせていただきます。

(4) 閉会

以上をもちまして、令和7年度第2回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進
審議会を閉会いたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

令和7年度第2回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和7年9月30日（火）

午後2時00分～

場 所：袖ヶ浦クリーンセンター

2階研修室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

議題（1）袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

議題（2）その他

4 閉 会

袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画 計画の構成及び主な記載事項（骨子案）

記載された数値は端数処理のため、合計値等が一致しない場合があります。

◇現計画からの主な変更点とポイント

- 最新の計画・法令等の反映 → プラスチック使用製品、食品ロス、リチウムイオン電池関連
- 「袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画」の策定 → 今回新たに食品ロス削減推進計画を策定し、一般廃棄物処理基本計画に含める（章として独立して掲載）
- 最新実績の整理（令和２～６年度） → 人口、ごみ収集量、ごみ処理処分量、生活排水処理形態別人口、し尿・浄化槽汚泥量、一般廃棄物処理経費について取りまとめ
- 将来予測 → 既存施策の効果、リサイクルの実態及び令和７年６月に実施した「プラスチックリサイクルモデル実証事業」の結果を反映し作成
- 施策 → 施策体系及び具体的取組項目の見直し

◇本計画の構成

項目名	内容及び現計画との比較
第１章 計画の基本事項 1. 計画改定の趣旨 2. 計画の位置付け 3. 計画期間 4. 計画の範囲 5. 計画の対象とする廃棄物	● 計画改定の趣旨について記載します。 ● 関連法令・条例、上位計画等に対する本計画の位置付けについて記載します。 ● 食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 ● 第六次環境基本計画、第五次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく基本方針、廃棄物処理施設整備計画 ● 第10次千葉県廃棄物処理計画 ● 計画期間について記載します。 計画初年度：令和８年度（2026年度） 中間目標年度：令和13年度（2031年度） 計画目標年度：令和19年度（2037年度） ● 計画の対象区域が本市の行政区域内全域であることを記載します。 ● 廃棄物の分類を示し、そのうち一般廃棄物を本計画の対象とすることについて記載します。 ＜国の法律、計画＞ 環境の保全 ○ 環境基本法 ◇ 第六次環境基本計画 3Rの推進 ○ 循環型社会形成推進基本法 ◇ 第五次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物の適正処理 ○ 廃棄物処理法 ◇ 廃棄物処理法に基づく基本方針 ◇ 廃棄物処理施設整備計画 等 個別物品のリサイクルの推進 ○ 資源有効利用促進法 ○ 容器包装リサイクル法 ○ 家電リサイクル法 ○ 食品リサイクル法 ○ 自動車リサイクル法 ○ 小型家電リサイクル法 ○ グリーン購入法 ○ 食品ロス削減推進法 ○ プラスチック資源循環促進法 ＜千葉県の条例、計画＞ 環境の保全 ○ 千葉県環境基本条例 ◇ 第三次千葉県環境基本計画 3Rの推進、廃棄物の適正処理 ○ 千葉県廃棄物処理適正化条例 ◇ 第10次千葉県廃棄物処理計画 （千葉県食品ロス削減推進計画、 千葉県ごみ処理広域化・ ごみ処理施設集約化計画を内包） ＜袖ヶ浦市の条例、計画＞ 市内の上位計画 ◇ 袖ヶ浦市総合計画 環境の保全 ○ 袖ヶ浦市環境条例 ◇ 袖ヶ浦市環境基本計画 3Rの推進、廃棄物の適正処理 ○ 袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例 ◇ 袖ヶ浦市污水適正処理構想 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画 （袖ヶ浦市食品ロス削減推進計画を含む） 紐づく又は関連する計画 ◇ 袖ヶ浦市分別収集計画 ◇ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理実施計画 図 本計画の位置付け（○：法令又は条例 ◇計画又は方針）

第2章 一般廃棄物処理を取り巻く環境 1. 本市の自然環境 2. 本市の社会環境	● 本市の位置及び地勢、気象について記載します。 ● 本市の人口、土地利用、産業の動向について記載します。
第3章 ごみ処理基本計画 1. ごみ処理の現状 2. ごみ処理の実績	し尿・浄化槽汚泥 し尿 浄化槽汚泥 収集ごみ 家庭系 事業系 直接搬入ごみ 家庭系 事業系 資源回収 自治会回収 団体回収 袖ヶ浦クリーンセンター：CC し尿・浄化槽汚泥 し尿積み替え施設（前処理・積替） し尿汚泥 一般廃棄物最終処分場（埋立） 沈砂等 希釈処理 燃せるごみ ごみ処理施設（積替） 燃せるごみ以外 粗大ごみ処理施設（選別） 可燃性粗大ごみ 粗大3品（布団等）不燃物等処理残渣 資源物有害ごみ 民間中継施設（積替） ビン・ペットボトルのみCCへ 袖ヶ浦市下水道終末処理場（下水処理） 下水し渣 東京湾へ放流 かずさクリーンシステム：KCS（溶融） 溶融飛灰 民間最終処分場（埋立） 溶融スラグ・メタル 資源化 図 本市のごみ処理フロー（令和6年度現在） (t/年) 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0 932.9 914.9 889.8 849.2 841.3 22,158 21,845 21,362 20,526 20,261 R2 R3 R4 R5 R6 2020 2021 2022 2023 2024 年度 ごみ総排出量 1人1日当たりごみ総排出量 図 ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ総排出量 (t/年) 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0 22,158 21,845 21,362 20,526 20,261 16,771 16,293 15,944 15,285 15,093 4,889 5,018 4,881 4,727 4,715 499 534 537 514 453 R2 R3 R4 R5 R6 2020 2021 2022 2023 2024 年度 家庭系ごみ 事業系ごみ 団体回収 図 排出形態別ごみ量

- ・ **かずさクリーンシステム（KCS）において溶融処理するごみ量は減少傾向にあります。**
 - ・ 資源回収量について、自治会回収は団体回収の2倍以上の回収量となっています。一方、令和3年度以降は減少傾向が継続しています。
 - ・ 施設別資源化量について、
 - **クリーンセンター資源化量（自治会回収分を除く※1）及びKCS資源化量※2は全体的に減少傾向となっています。**
 - **以上から、資源化量全体としては令和5年度まで減少し、令和6年度は横ばいとなっています。一方で、ごみ総排出量の削減が進んでいることから、リサイクル率としては令和4年度以降横ばい傾向となっています。**
- ※1 自治会回収のうち、ガラスびんとPETボトルはCCに搬入され選別・資源化されますが、資源回収量に含めるため、CC資源化量からは除いています。
- ※2 KCSにおいて処理された後の溶融残渣のうち、溶融スラグ及びメタルが資源化されているため、この合計値をKCS資源化量としています。
- ・ **最終処分量は増減を繰り返しています。最終処分率※は低い水準で推移しています。**

※ ごみ総排出量に対する最終処分量の割合です。

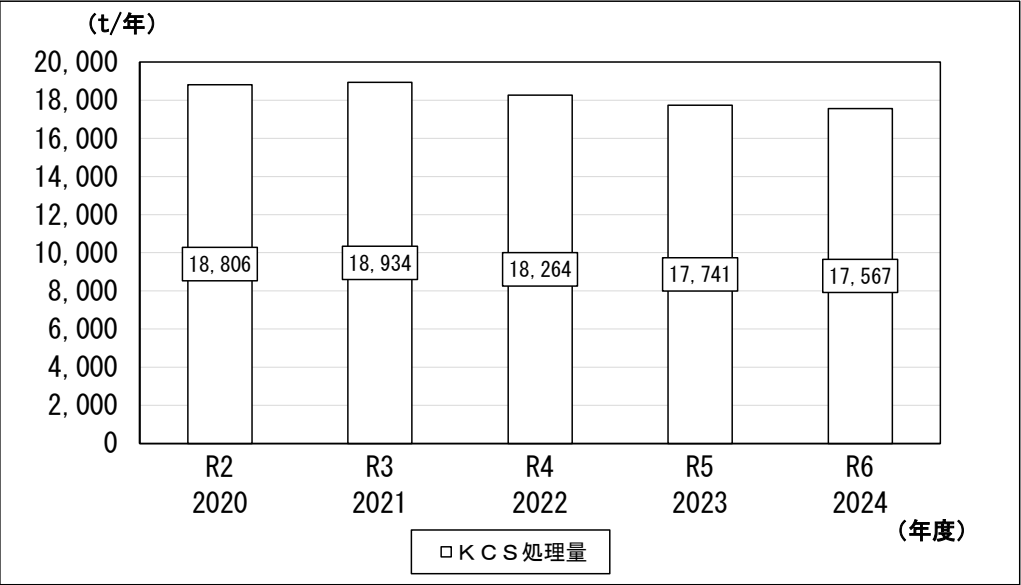


図 KCS処理量（燃せるごみ、クリーンセンター選別後可燃残渣の合計）

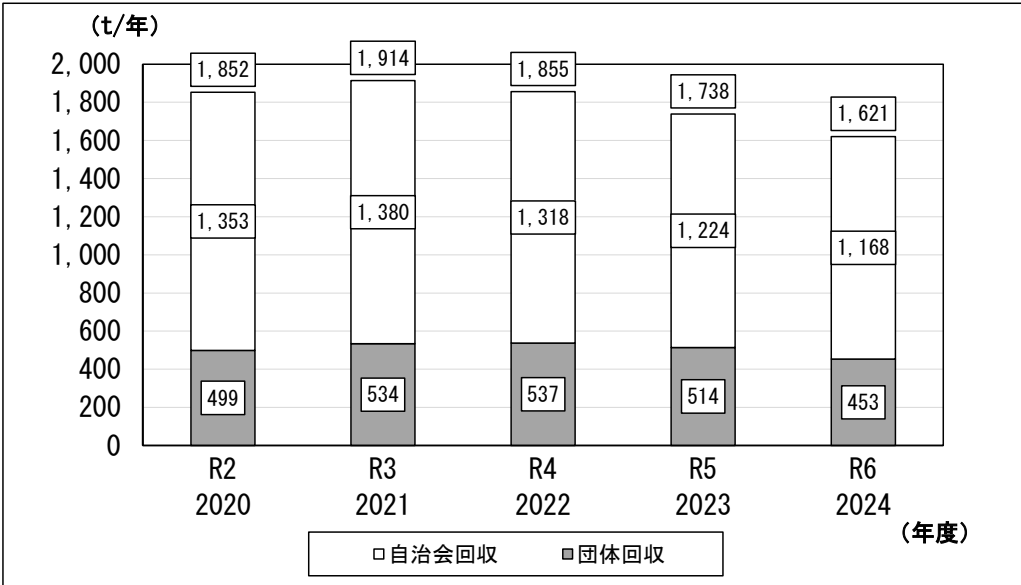


図 資源回収量の内訳

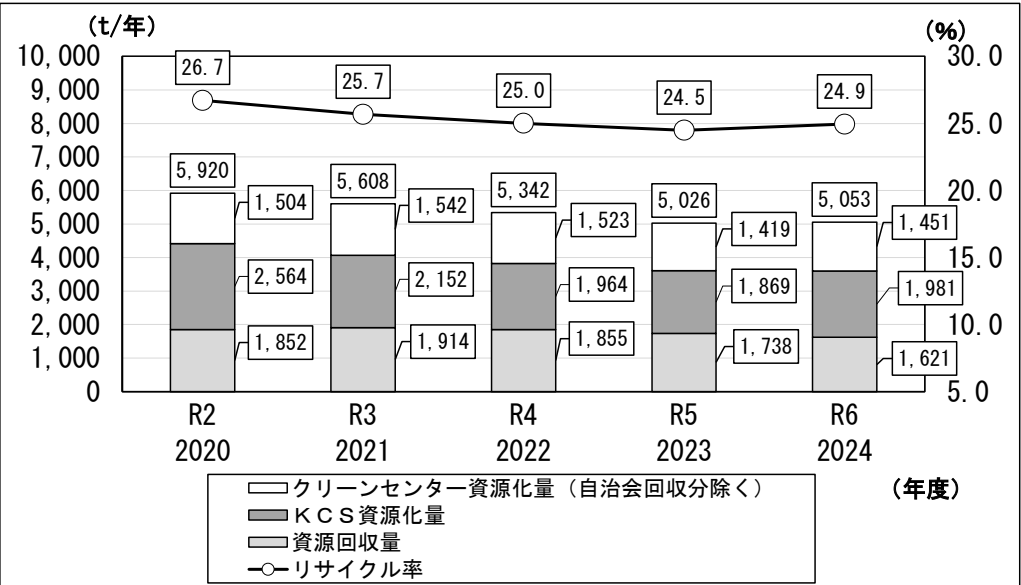


図 施設別資源化量及びリサイクル率

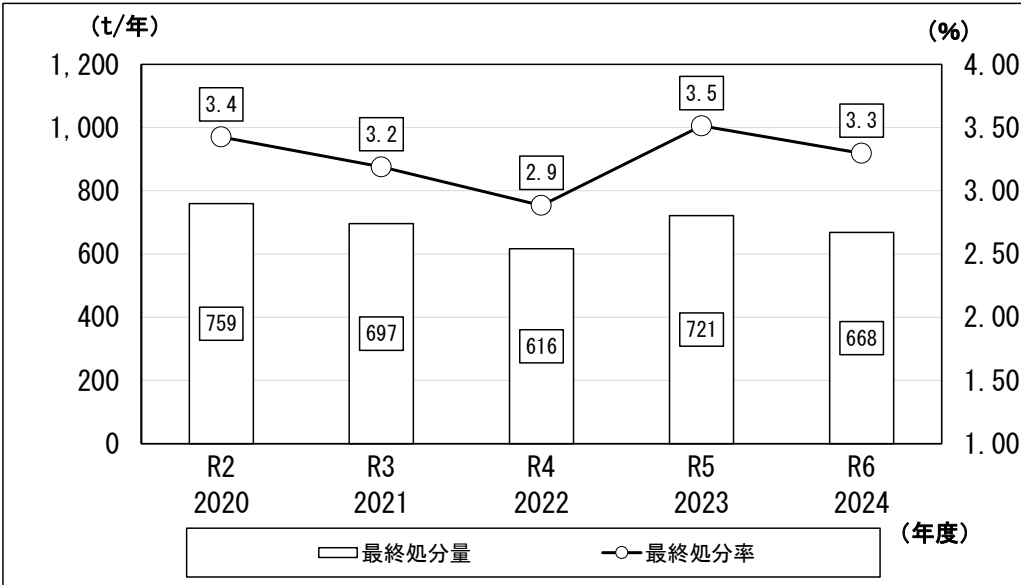


図 最終処分量及び最終処分率

3. ごみ処理の評価

- 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を用いた類似市町村との比較、現計画の目標の達成状況及び評価、各施策の実施状況について記載します。
 - ・ 類似自治体と比較して、
 - 「人口一人一日当たりごみ総排出量」及び「人口一人当たり年間処理経費」は平均値をわずかに下回ります。
 - 「廃棄物からの資源回収率」は平均値を上回ります。
 - 「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均値を大きく上回ります。
 - 「最終処分減量に要する費用」は平均値と同程度です。

4. ごみ処理の課題

- ごみ処理の課題について記載します。ごみ処理実績及び社会背景を踏まえたごみ処理の課題は次のとおりです。
 - ・ **食品ロスの削減を含め、燃せるごみの減量化を更に促進**する必要があります。
 - ・ 資源物の軽量化等の現状を見定め、**リサイクルを適切に推進**する必要があります。
 - 資源回収において **76～78%**を占める**古紙**のなかで、**33～36%**を**新聞・雑誌**が占めています。新聞・雑誌は**購読件数の減少や電子版の普及**が進行しており、**資源回収量の減少が予想**されます。
 - **ガラスびん**についても**軽量化による回収量の減少**が予想されます。
 - ・ ごみの**適正な処理体制を維持し、ソフト面・ハード面ともに安定した衛生サービス**を提供する必要があります。具体的には以下が挙げられます。
 - 家庭系ごみ処理手数料の見直し
 - 事業系ごみ処理手数料の見直し
 - 収集運搬体制（ルート、頻度）の最適化
 - **第2期君津地域広域廃棄物処理事業**における施設整備
 - **既存施設の適切な整備（プラスチック使用製品リサイクルへの対応を含む）**
 - 最終処分場の確保、市保有最終処分場の管理等
 - ・ ごみの減量化・資源化の目標実現のため、**市民・地域・事業者・行政の四者協働**を推進する必要があります。
 - ・ 廃棄物処理法を遵守し、**不法投棄・不適正処理を防止**する必要があります。

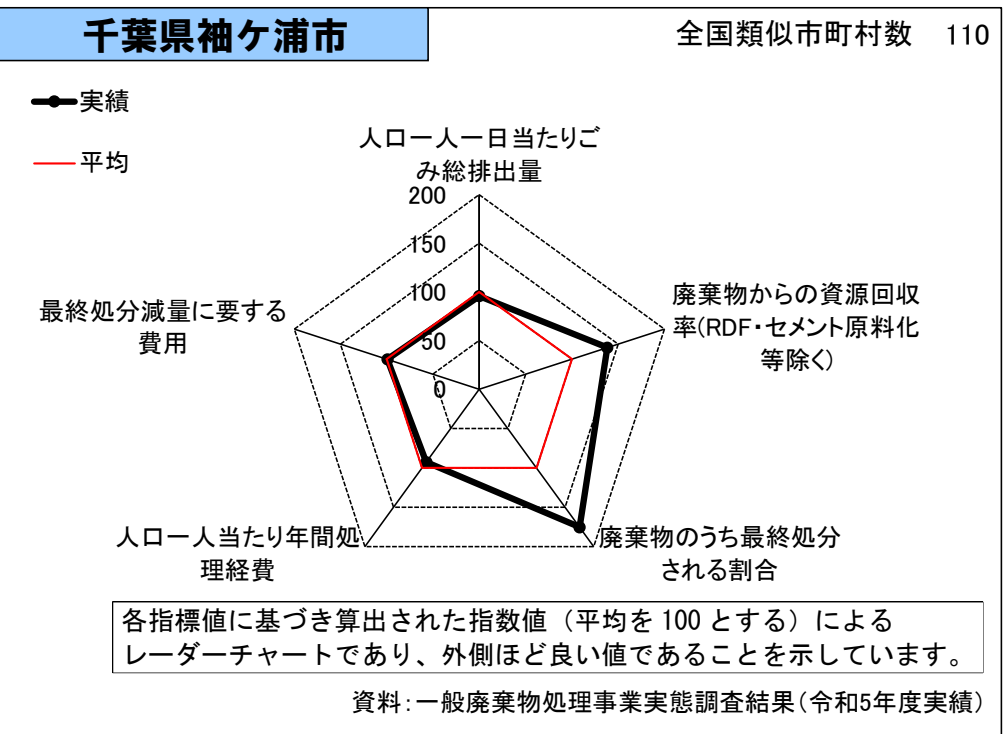


図 ごみ処理実績の類似自治体との比較結果

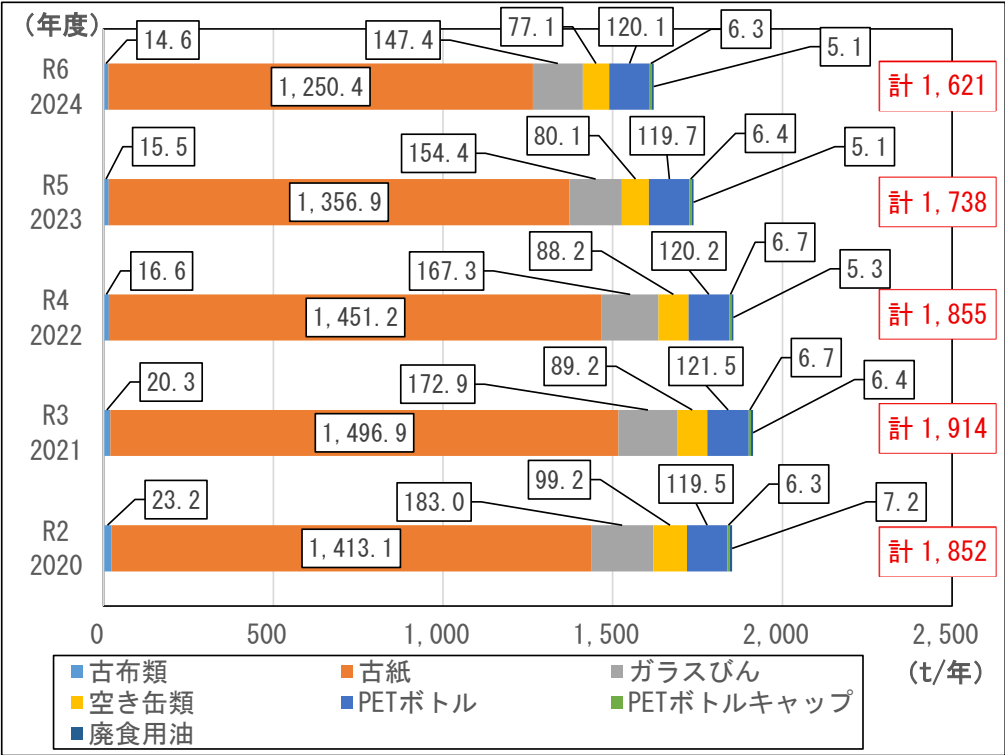


図 品目別資源回収量の推移

5. ごみ処理の基本方針

6. ごみ処理基本計画の施策

●

ごみ処理の基本方針について記載します。基本方針は、現計画において網羅的に位置付けられているため、変更しないこととします。

・

基本方針１：市民・地域・事業者・行政の協働による循環型社会づくりの推進

・

基本方針２：３Ｒ型ライフスタイルの推進

・

基本方針３：廃棄物の適正な循環利用と不法投棄・不適正処理対策の強化

●

ごみ処理基本計画の施策を、下表のとおり見直します。既存施策の名称は、これまでの取組の実態に合わせて一部変更しています。

●

施策個別の取組目標が設定されているものについては、直近の実績を整理し検討しています。

表 現計画と改定計画の施策体系の比較

（赤字部分は名称の変更点 ☆は食品ロス削減推進計画の施策としても位置付け）

現計画

計画項目

具体的な取組

ごみ排出抑制計画

No. 1

ごみ減量化・資源化教育、普及啓発の充実

No. 2

生ごみの排出抑制

No. 3

剪定枝の排出抑制

No. 4

家庭系ごみ処理手数料の見直し

No. 5

事業系ごみ処理手数料の見直し

No. 6

ごみ収集日の見直し

No. 7

一般廃棄物排出事業者への減量化・資源化指導徹底

No. 8

ごみガイドブックの作成

No. 9

ごみ出しルール遵守の指導

No.10

環境学習などによる啓発

No.11

食品ロス削減についての啓発

No.12

私にもできる、ごみ減量化・資源化のリーフレット作成

ごみ分別排出計画

No.13

住民団体による集団回収の促進

No.14

小型家電リサイクルの推進

No.15

容器包装プラスチックリサイクルの検討

No.16

生ごみリサイクルの検討

No.17

ごみカレンダーの配布

ごみ収集・運搬計画

No.18

収集ルートの見直し

No.19

高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討

No.20

ごみステーションの管理徹底

No.21

事業系ごみ搬入物検査の実施

No.22

資源物持ち去り行為対策

No.23

事業系ごみのごみステーション混入対策

ごみ中間処理計画

No.24

クリーンセンターにおける資源物回収

No.25

可燃ごみの資源化

No.26

剪定枝の資源化

ごみ最終処分計画

No.27

最終処分場の確保

No.28

市保有最終処分場の管理継続

No.29

市保有最終処分場の拡張検討

ごみ処理施設整備計画

No.30

次期広域廃棄物処理施設の整備検討

No.31

資源物選別・一時保管施設の整備検討

No.32

既存施設の整備方針の検討

その他ごみ処理に関する計画

No.33

災害廃棄物処理計画の策定

No.34

適正処理困難物への対応

No.35

不法投棄の防止対策

No.36

環境物品の使用及びグリーン購入の推進

改定計画

施策の分類

具体的な取組

排出に係る施策

No. 1

参加型のごみ減量化・資源化対策の推進

No. 2

★生ごみ肥料化容器等の普及促進

No. 3

剪定枝の自家利用の促進

No. 4

家庭系ごみ処理手数料の見直し

No. 5

事業系ごみ処理手数料の見直し

No. 6

ごみ収集日の見直し

No. 7

事業系ごみの減量化・資源化の指導及び周知啓発

No. 8

ごみガイドブックの作成及び配布・配信

No. 9

ごみ出しルール遵守の支援

No.10

★新たなごみ問題の周知啓発

No.11

「私にもできる、ごみ減量化・資源化！」リーフレットの配布

No.12

【新規】★ごみ減量化・資源化協力店制度の推進

No.13

【新規】★３きり運動の周知啓発及び推進

No.14

【新規】★３０１０運動の周知啓発及び推進

No.15

【新規】★フードドライブの周知啓発及び推進

No.16

資源回収運動の促進

No.17

小型家電リサイクルの推進

No.18

プラスチック使用製品のリサイクル導入に向けた検討

No.19

★生ごみのバイオマス利活用の検討

No.20

ごみカレンダーの配布・配信

No.21

【新規】適正分別の周知徹底

No.22

高齢者等ごみ出し支援サービスの調査検討

No.23

ごみステーションの管理徹底

No.24

事業系ごみのごみステーション混入対策

No.25

不法投棄の防止対策

No.26

環境物品の使用及びグリーン購入の推進

収集運搬に係る施策

No.27

収集ルートの見直し

No.28

資源物持ち去り行為対策

中間処理に係る施策

No.29

クリーンセンターにおける資源物回収

No.30

溶融残渣の資源化

No.31

事業系ごみ搬入物検査の実施

No.32

剪定枝及び刈草の資源化

No.33

次期広域廃棄物処理施設の整備

No.34

既存施設の適正な整備の推進

No.35

適正処理困難物への対応

最終処分に係る施策

No.36

最終処分場の確保

No.37

市保有最終処分場の管理継続

No.38

市保有最終処分場の拡張検討

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロスの現状

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、食品ロスの削減の推進に関する法律、食品ロスの種類※について記載します。
※食品や食材を手付かずで廃棄する「直接廃棄（手付かず食品）」、料理等の「食べ残し」、調理時に皮を厚く剥きすぎるなどによる「過剰除去」があります。
一般的に、大都市と農村部では食べ残しが多くなると言われています。本市では、直接廃棄と食べ残しを中心とした対策が重要と考えています。

2. 食品ロスの課題

- 食品ロスの課題について記載します。想定される課題は次のとおりです。
 - ・ 家庭の買い物や小売店等の在庫管理等において、直接廃棄を減らす取組が必要です。
 - ・ 自宅での食事の際や外食利用時において、食べ残しを減らす取組が必要です。
 - ・ やむを得ず発生してしまった食品ロスに対し、生ごみ肥料化容器等を積極的に使用することが必要です。
 - ・ 食品ロス削減の目標実現のため、市民・事業者・行政の三者協働を推進する必要があります。

3. 食品ロス削減の基本方針

- 食品ロス削減の基本方針について記載します。食品ロス削減の取組においては、他のごみよりも三者協働の重要性が大きいことから、ごみ処理基本計画の基本方針1と2のキーワード（協働、ライフスタイル）を使用し、以下の案の要領で設定することを検討しています。
 - ・ 基本方針1（案）：市民・事業者・行政の協働による食品ロス削減の推進
 - ・ 基本方針2（案）：「もったいない」ライフスタイルの推進

4. 食品ロス削減推進計画の施策

- 食品ロス削減推進計画の施策は、右表のとおりとします。食品ロスの削減は、燃せるごみの削減と一体的であることから、ごみ処理基本計画の該当する施策を再掲し、食品ロス削減推進計画の施策として位置付けることとします。

表 食品ロス削減推進計画の施策（ごみ処理基本計画の施策より再掲）

具体的な取組	
No.2	生ごみ肥料化容器等の普及促進
No.10	新たなごみ問題の周知啓発
No.12	ごみ減量化・資源化協力店制度の推進
No.13	3きり運動の周知啓発及び推進
No.14	3010運動の周知啓発及び推進
No.15	フードドライブの周知啓発及び推進
No.19	生ごみのバイオマス利活用の検討

5. 食品ロス削減推進計画の目標

- 食品ロス削減推進計画の目標値は、下表に示す例のとおり検討しています。

表 食品ロス削減推進計画の目標値（案）

項 目	単 位	実 績	現状推移時における将来予測		目 標 値	
		令和6年度 (2024年度)	令和13年度 (2031年度)	令和19年度 (2037年度)	令和13年度 (2031年度)	令和19年度 (2037年度)
1人1日当たり 家庭系食品ロス量	g/人日	68.7	67.4	67.4	60.6 (R6に対して▽11.7%)	53.8 (R6に対して▽21.7%)
事業系食品ロス量	t	267	264	262	236 (R6に対して▽11.7%)	209 (R6に対して▽21.7%)

※食品ロス量の算出方法は、別紙に別記します。

6. 食品ロス削減の取組の
進展に向けた役割

- 食品ロス削減の取組の進展に向けた、市民・事業者・行政それぞれの役割について記載します。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

2. 生活排水の処理形態

3. 生活排水の処理実績

4. 生活排水処理の評価

- 処理形態別人口の推移について記載します。
- 生活排水の処理フロー、収集運搬、中間処理、最終処分に関し、現状及び関連施設について記載します。
- し尿量及び浄化槽汚泥量の推移、処理費用の推移について記載します。
- し尿量は減少傾向、浄化槽汚泥量は増加傾向を示しており、全体としては増減を繰り返しています。
- 生活排水処理率※を指標として、本市における生活排水処理を評価します。

※計画処理区域内人口に対して、「コミュニティプラント」「合併処理浄化槽」「公共下水道」「農業集落排水施設」のいずれかを利用し、生活雑排水を処理している人口の割合を示します。すなわち、「し尿汲み取り」「単独処理浄化槽」を除いた割合となります。

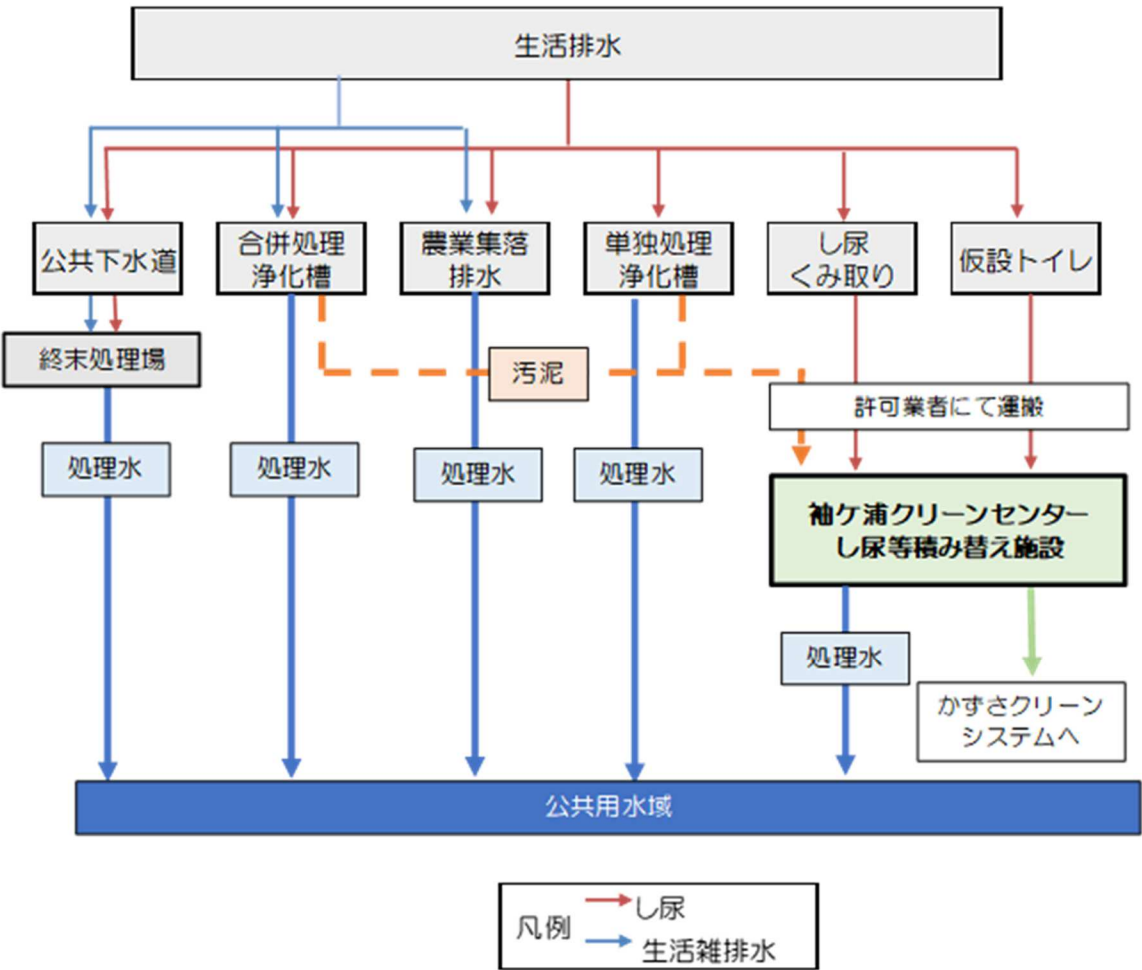


図 本市の生活排水処理フロー（令和6年度現在）

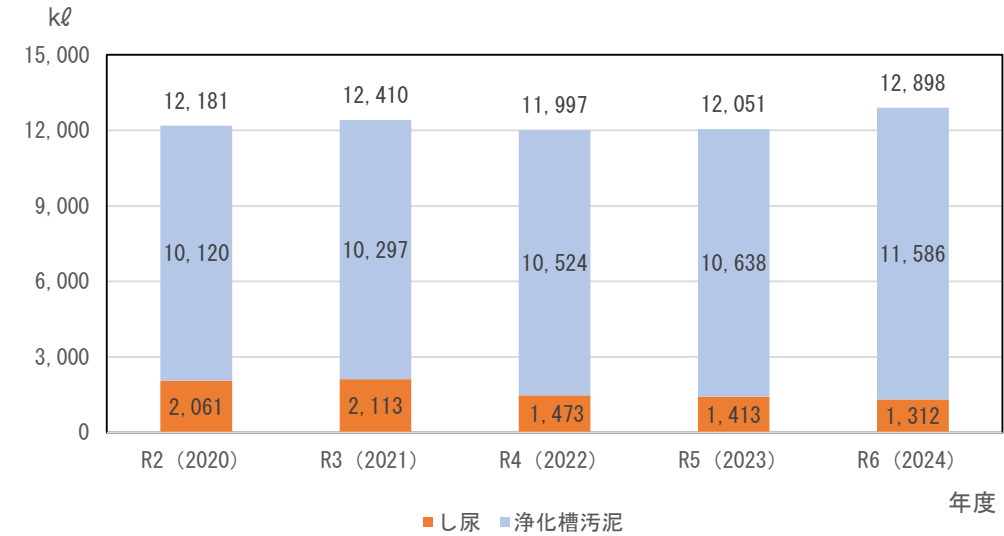


図 生活排水処理量の推移

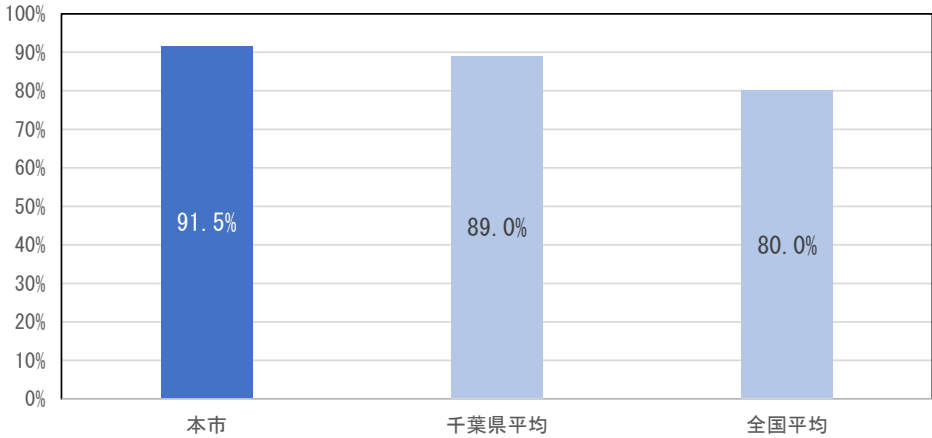


図 本市、県及び国の生活排水処理率（令和5年度）

5. 生活排水処理の課題	- 生活排水処理の課題について記載します。生活排水処理実績及び社会背景を踏まえた生活排水処理の課題は次のとおりです。 - 市内で稼働している各施設の特性を生かして効率的かつ計画的に維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。 - 廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用を抑制するため、市民・事業者に対して分かりやすく、実践しやすい情報の提供や啓発を推進する必要があります。 - 浄化槽の適切な維持管理を促す啓発を行い、浄化槽の機能低下を避ける必要があります。 - 袖ヶ浦クリーンセンター内のし尿等積み替え施設について、今後の維持管理の方法や施設のあり方について検討する必要があります。																						
6. 生活排水処理の基本方針	- 生活排水処理の基本方針について記載します。現計画において、教育・普及啓発の施策が重点的に位置付けられていることや、適正な生活排水処理が水質保全につながることを踏まえ、現行の3つの基本方針に1つ追加します。 - 基本方針1：合併処理浄化槽への転換促進 - 基本方針2：浄化槽の適正管理の推進 - 基本方針3：し尿・浄化槽汚泥の適正処理 - 基本方針4：水質保全の意識向上																						
7. 生活排水処理計画の施策	生活排水処理計画の施策は、右表のとおり見直します。計画項目又は施策の分類、施策個別の取組目標については、検討中です。																						
8. 生活排水処理の取組の進展に向けた役割	生活排水処理の取組の進展に向けた、市民・事業者・行政それぞれの役割について記載します。																						
表 生活排水処理計画の施策 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">具体的な取組</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td><td>生活排水抑制の教育、普及啓発の充実</td></tr> <tr> <td>No. 2</td><td>廃食用油・生ごみの適正処理</td></tr> <tr> <td>No. 3</td><td>洗濯排水・風呂の残り湯対策</td></tr> <tr> <td>No. 4</td><td>合併処理浄化槽への転換促進</td></tr> <tr> <td>No. 5</td><td>高度処理型合併処理浄化槽の普及促進</td></tr> <tr> <td>No. 6</td><td>浄化槽適正管理の指導強化</td></tr> <tr> <td>(3)-1</td><td>収集運搬計画</td></tr> <tr> <td>(3)-2</td><td>中間処理計画</td></tr> <tr> <td>(3)-3</td><td>最終処分計画</td></tr> <tr> <td>No. 7</td><td>生活排水処理機能の維持</td></tr> </tbody> </table>		具体的な取組		No. 1	生活排水抑制の教育、普及啓発の充実	No. 2	廃食用油・生ごみの適正処理	No. 3	洗濯排水・風呂の残り湯対策	No. 4	合併処理浄化槽への転換促進	No. 5	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	No. 6	浄化槽適正管理の指導強化	(3)-1	収集運搬計画	(3)-2	中間処理計画	(3)-3	最終処分計画	No. 7	生活排水処理機能の維持
具体的な取組																							
No. 1	生活排水抑制の教育、普及啓発の充実																						
No. 2	廃食用油・生ごみの適正処理																						
No. 3	洗濯排水・風呂の残り湯対策																						
No. 4	合併処理浄化槽への転換促進																						
No. 5	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進																						
No. 6	浄化槽適正管理の指導強化																						
(3)-1	収集運搬計画																						
(3)-2	中間処理計画																						
(3)-3	最終処分計画																						
No. 7	生活排水処理機能の維持																						
第6章 計画の進行管理	本計画の進行を管理する、PDCAサイクルについて図示します。 図 PDCAサイクルの概念図																						
資料編	必要に応じ、将来予測の作成方法、ごみ排出・処理実績及び将来予測の詳細表を掲載します。																						

廃プラスチック等を使用した試験研究に関する協定書

袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と荏原環境プラント株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が協力し、両者の資源を有効に活用した官民連携による活動として廃棄物を用いた試験研究を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に資する廃棄物資源循環システムの構築を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 試験研究に使用する廃プラスチック等の廃棄物の提供及び活用に関すること
 - (2) プラスチックリサイクルにおける地域への普及啓発に関すること
 - (3) その他、カーボンニュートラルの実現に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は必要に応じて適宜、協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲及び乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から試験研究の結果の検討期間を考慮し、令和12年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、第3条の規定に基づき適切な有効期間の延長を行うものとする。また、本協定の履行を著しく困難にする事由が生じた場合、相手方に直ちに書面で通知することにより、本協定を終了することができる。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月7日

甲 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市 市長 粕谷 智 浩

乙 東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社
代表取締役社長 甲斐 正 之

ケミカルリサイクル実証実験を開始

袖ヶ浦市と協定締結も

荏原環境プラント

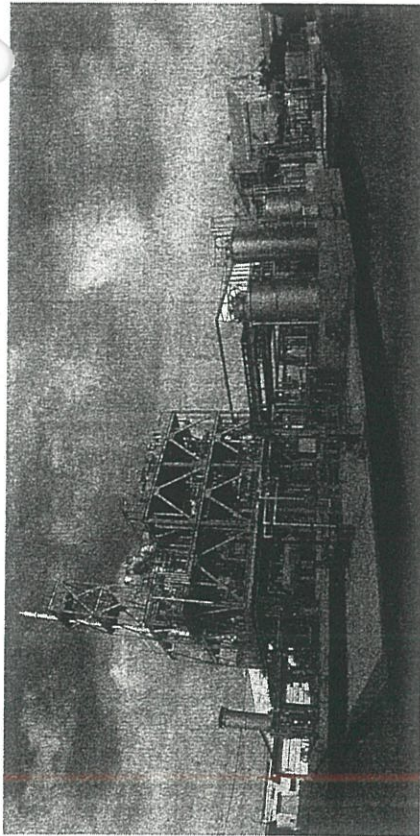
荏原製作所グループの荏原環境プラント(東京・大田、甲斐正之社長)は、雑多な廃プラスチックを生成油やガスとして回収可能な同社の独自技術「ICFG内部循環流動床ガス化システム」(以下、「ICFG技術」)の実証事業の実施と事業展開を行うことを目的に、千葉県袖ヶ浦市

で進めていた実証プラントがこのほど竣工し、7月から実証試験を開始した。

今回の実証プラントでは、ICFG技術の実用化・事業化に向けた最終段階の検証を行うため、スケールアップ時の技術検証やシステム最適化、安定稼働の確認、事業性の確認などを実施する計画。

さまざまな廃棄物により生成油やガスの品質把握・品質向上、安定した連続稼働への知見の蓄積等を行って

ケミカルリサイクル
実証設備



いく。廃プラ(1日当たり約1ト)を熱分解することで、生成油やガスがプラスチックの製造原料として活用可能であることを実証する。

今回の実証試験では、比較的处理しやすい廃プラから建築廃材などを含む汚れたものまで、さまざまな廃棄物を対象としたケミカルリサイクルの実現を目指す。

さらに同社は8月7日、千葉県袖ヶ浦市と廃プラスチック等を用いた試験研究に関する協定を締結した。協定では▽試験研究に使用する廃プラスチック等の廃棄物の提供および活用に関すること▽プラスチックリサイクルにおける地域への普及啓発に関すること▽その他、カーボンニュートラルの実現に関すること―を連携していくこととしている。

袖ヶ浦市では、将来的にプラスチックの包括回収を開始することを目指し、**今年6月の**

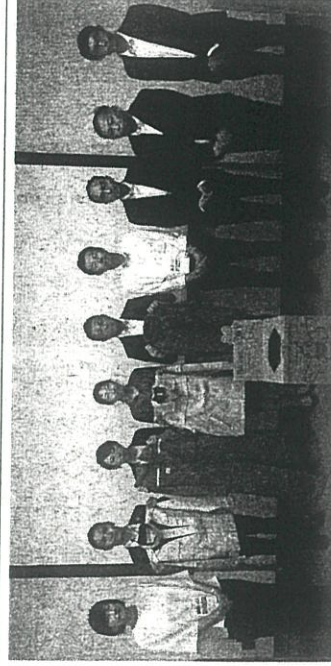
1カ月間、市内3地区でプラスチックリサイクルのモデル実証事業を行った。その際に収

兵庫県

ユニフォームの水平R促進へ
官民連携プラットフォームを発足

兵庫県は、環境省が提唱するサステナブルファッションの一环として、廃棄衣類の水平リサイクル「繊維to繊維」を促進するため、

「フークウェア・リボーン・プロジェクト」の参画者を



企業ユニフォームリサイクルプラットフォーム「フークウェア・リボーン・プロジェクト」を立ち上げた。ユニフォームのエサダー企業や製造・供給会社、リサイクルと協働して取り組みを展開していく。9月4日には神戸国際展示場(神戸市)で、参画者が一堂に会して発足イベント

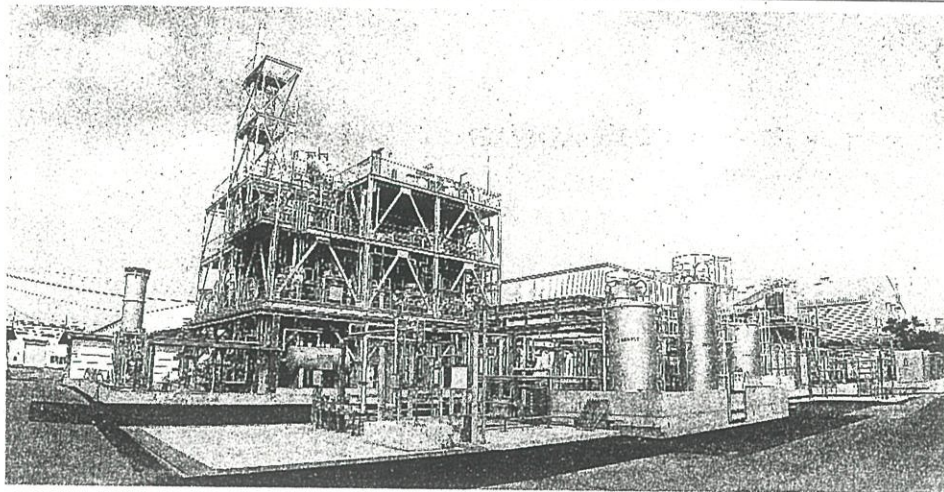
集した家庭から排出されたプラスチック約600ギガを今回の実証に提供している。

同社は今後、実証試験で得られた結果をもとに、広く産官学で連携しながら、ケミカルリサイクルの社会実装に向けたスキームの構築を進めていくとしている。

し、野

家庭プラごみ再原料化へ

袖ヶ浦市と東京の企業 実証試験



荏原環境プラントの敷地内に建設されたケミカルリサイクルの実証プラント。同社提供

袖ヶ浦市と荏原製作所グループの荏原環境プラント(東京都)は、家庭から出るプラスチックごみを回収してプラントで熱分解し、生成油などにして再びプラスチック原料に戻す「ケミカルリサイクル」の実証試験を始めた。リサイクルが難しかったプラスチックごみの安定的な資源循環システムが実現できれば、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出実質ゼロ)の実現や海洋でのプラスチック汚染など課題の解決策として期待される。

これまでのプラスチック類のリサイクルは、ペットボトルのごみを再びペットボトルとして利用するよう元の物質を変えない「マテリアルリサイクル」か、燃やしてエネルギーにする「サーマルリサイクル」がほとんどだった。

今回、同社の独自技術を用いたケミカルリサイクルは、プラスチックごみから異物を取り除いた処理をしないのが特徴。家庭から出る雑多なプラスチックごみから汚れた建築廃材のプラスチックまで、多様なものを処理できる。また、リサイクル後、プラスチックの原料に戻す形なので広く活用できる。

同社が市沿岸部の工業地帯に進出していたこと

異物除去・洗浄いらず、多様な廃プラ処理

が縁で、市と協力して廃プラの資源循環システムに取り組むことになった。7月に敷地内に1日1トンを熱分解できる実証プラントを建設した。

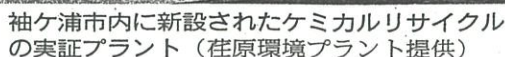
一方、市は6月に1カ月間3地区約600世帯をモデル世帯に指定。これまで燃えるごみに入っていたプラスチックごみを分別して収集し、ごみの量や種類、質などを調べて同社に提供している。

回収法やコスト 課題研究へ協定

課題は回収方法やリサイクルの際のエネルギー消費量、そのコストなど多岐にわたる。市と同社は7日、これらの課題や可能性を探る試験研究の協定を締結した。

同社の甲斐正之社長は「市民の理解を得るためにも実証試験とともに展示など啓蒙活動も積極的に行っていきたい」と話している。

(エリアリポーター・堤恭太)



袖ヶ浦市と廃棄物処理会社の荏原環境プラント（東京都大田区）は7日、廃プラスチックをリサイクルする試験研究を推進することで協定を結んだ。市内の各家庭から出されたプラスチックごみを同社の実証プラントで処理し、二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの削減を目指す。

実証プラントで行うのは、化学反応によって廃プラスチックを油やガスなどに転換する「ケミカルリサイクル」という手法だ。同社によると、廃プラスチックの再資源化は複数の方法があるが、ケミカルリサイクルは半永久的に再利用でき、新たにプラスチックを製造する量が減らせることなどから、他の方法に比べてCO₂の削減が見込めるという。同社の技術は、家庭ごみなど多少汚れたままでもリサイクルできるため、焼却処分に戻す量も減らせる可能性が高まるという。

同社は今年春、袖ヶ浦市内の事業所に、ケミカルリサイクルの実証プラントを新設した。6月には市と協力し、市内3地区の計約600世帯から提供してもらったプラスチックごみ計約600キログラムをケミカルリサイクルするモデル事業を実施した。

2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ

とする「カーボンニュートラル」の実現に寄与するため、今回の協定では、試験研究に使う廃プラスチックを市が提供するほか、市民のリサイクルへの意識を高めるため、生成品のサンプルを提供することなどを定めた。

佐倉で29〜31日つどい

資料の展示や講演などを
通じて戦争体験者の記憶を
語り継ぐ催し「戦後80周年
平和のつどい」が29・31
日、佐倉市内で開かれる。
市民らで作る実行委員会

が主催で、今回で33回目。期間中、市立日井公民館(同市王子台)の展示室で、広島原爆資料館が所蔵する「市民が描いた原爆の絵」や、長崎に投下された原子爆弾の実物大模型など、戦争の様子を伝える資料を展示する。

最終日の31日には、午前9時半から佐倉ハーモニーホール(同)で映画「二十四の瞳」を上映する。午後一時半からは、旧国鉄佐倉駅操車場周辺の空襲をテー

7日の締結式後、粕谷智浩市長は、「市民にリサイクル意識を高める契機として」と述べた。甲斐正之社長は、「ケミカルリサイクルによる生成品の展示などで、プラスチックの再資源化が体感できるよう協力したい」と話した。

マにした実話「マツカチン」の朗読劇を行うほか、元佐倉市職員が市内の戦争遺構などについて講演する。

(77)は「現代に残された戦争の記録から、戦争の悲惨さや残酷さを感じ取ってもらいたい」と話している。

いづれも入場無料。問い合わせは実行委員会（09・8851・4354）。

市場ごとの価格の前の丸数字などは量目

青果市況	千	葉	木更津		銚子	
(キロ当たり)	(高)	(中)	(大)	(安)	(高)	(中)
タニシ	162	—	194	162	⑩	1300
インボウモイ	410	—	243	238	⑨	2000
シン	389	324	756	648	④	—
コケ	199	本	162	151	—	—
下生	86	—	1404	296	本袋①東	800
生	108	86	130	86	東	—
コリ	86	86	151	140	②	—
ツナウ	148	130	184	173	—	—
ソネギ	691	540	540	389	②	1300
長						1200